

新政権の農業政策に関する意見書

農業を取り巻く状況が大変厳しい中、この度、新政権により、食料、農業、農村政策の大転換として、新たに戸別所得補償制度が導入されようとしている。農林水産大臣等が、平成23年度実施を明言したものの、制度の詳細は依然不明のままである。

農業者に接してみると、期待もあるが、これまで進めてきた規模拡大や組織化など、水田経営における構造改革がおくれるのではないかと心配の声や、経営規模の大小にかかわらず広く販売農家を対象とするため、多額の予算が必要となり、補償額が果たして確保できるかなど、新制度を憂慮する声が非常に多い。また、米国との自由貿易協定（F T A）の締結が制度実施の前提ではないかと不安視する声もある。

米国とのF T A交渉については、民主党マニフェストにおいて、当初は「締結」と盛り込んだが、農業関係者の猛反発の結果、「交渉を促進」に変更された。米国は、我が国にとって最大の食料供給国であり、米国からの輸入品目は、主食である米をはじめ関税撤廃が困難な重要品目が上位を占める状況にある。仮に関税が撤廃されれば、豪州、カナダなど他国との交渉への影響も予想され、国内農業はもとより食料供給県としての役割を果たしている本県農業が壊滅的な打撃を受けることが必至である。

このように、新政権では、農政全般にわたって、これまでとは全く違った政策が展開されようとしているが、このことによって、本県農業のみならず日本農業の崩壊を招くことのないよう、次の点に配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 戸別所得補償制度の導入理由及び効果等について、生産者のみならず、広く消費者に対して、明確かつ丁寧に説明するとともに、制度設計の段階から公表し、現場の意見をしっかり踏まえた真に実効ある制度とすること。
- 2 戸別所得補償制度の導入により、認定農業者など担い手の規模拡大の妨げや、集落営農組織の崩壊、消滅につながることをしないようにすること。
- 3 戸別所得補償制度の運用に当たっては、財源不足を理由に補償額を下げたり、財源確保のために対象品目以外の野菜、果樹等に対する補助金を削減したりしないこと。
- 4 米国とのF T A交渉においては、関税撤廃の対象から、米、小麦、豚肉、牛肉等をはじめとする重要な農産物（重要品目）を除外する等、国内農業に十分配慮した協定内容とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月8日

熊 本 県 議 会 議 長 早 川 英 明

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	様
外務大臣	岡田克也	様
農林水産大臣	赤松広隆	様
経済産業大臣	直嶋正行	様